

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府城東警察署外4件昇降機設備補修工事

本契約は大阪府城東警察署、中堺警察署、東住吉警察署及び大阪府警察門真運転免許試験場並びに吹田2待機宿舎に設置されている昇降機の補修工事を行うものである。

当該工事は、対象昇降機を熟知している製造業者でなければ、迅速かつ適切な修繕が出来ない。また、他社では適合する部品の確保が困難であり、かつ責任区分も不明確となるため、その後の保守管理においても不利と認められる。

これらのことから、当該設備の製造及び販売者である株式会社日立ビルシステム関西支社から見積書を徴したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項1号により、比較見積を省略するものである。